

歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり

Vol.7 2005.7.29

都市再生本部は、平成 14 年 4 月 8 日に「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を決定し、全国の地方公共団体や NPO 等を含めた民間団体から寄せられた多数の提案の中から「歴史文化を活かした美しいまちづくり」を全国都市再生のテーマの一つとして位置づけた。

地域が自ら知恵を働かせて守ってきた歴史的街並みをこれからも活かしていこうという全国の動きが、その後の協議会を通じて、建築基準法の改正や景観法制定への原動力となり、地域のまちづくりが進んだ。今回のレポートでは、こうした取組みについて紹介したい。

はじめに

日本の代表的景観を形成する歴史的街並みは、地域の伝統や文化のシンボルであり、訪れる人に感銘を与えるだけでなく、住んでいる人にも誇りを与える。

(写真 1 東山ひがし地区〔金沢市〕)



近年、この歴史的街並みを形成する建物が、人々のライフスタイルの変化や建物の老朽化に伴って、改修や建替の必要に迫られてきた。

しかしながら、地域活力の低下や、維持管理の上での住民負担の増加により、やむをえず各々の事情に合わせた改修や建替が行われたため、建物と街並みの調和が失われつつあった。

また、建物と街並みの調和を考慮した改修や建替を行う場合であっても、歴史的街並みが残る地区は、車が入りにくい狭い場所に木造建築物が建ち並んでいるという特徴があるため、防災面を考慮した現在の建築規制では、木造建築物をそのまま復元することが難しく、何らかの見直しを行わな

ければならないという制度的課題もあった。

こうした課題が存在しながらも、なんとかこの美しい街並みを残していこう、美しい街並みを活かしたまちづくりに取り組もうという強い動きが全国に広がっていた。

都市再生本部は、全国のこうした動きをとらえ、自治体と関係省庁からなる「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」協議会を立ち上げ、各地に共通する課題を解決するための施策を講じた。

併せて、学識経験者、関係省庁、地域のまちづくり関係者が一堂に会して行う地元での意見交換会「全国都市再生イン（開催地名）」を通じて、地域と国の連携を図った。

今回のレポートでは、協議会を契機とした建築規制等の見直しと、意見交換会で紹介された歴史的街並みの活用事例について簡単に紹介する。

歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会の立ち上げ

都市再生本部は、平成 14 年 4 月に「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を都市再生本部決定し、全国都市再生のための提案を全国の地方公共団体や NPO 等を含めた民間団体から募集した。

これらの提案を踏まえ、都市再生本部は、平成 14 年 10 月の都市再生本部会合において、全国都市再生のテーマの 1 つに「歴史文化を活かした美しいまちづくり」を位置づけた。

テーマの決定にあたっては、城下町の街並み・町割などの歴史的資源を活用して「歩いて暮らせるまち・歩いて巡るまち」を目指す犬山市の提案が報告された。

犬山市の提案は、
 地域内への自動車流入抑制のための都市
 計画道路の見直し、駐車場整備
 電線類の地中化
 修景などに対する助成・専門家派遣・税
 制支援措置
 建築物の防火規制や建ぺい率に係る建築
 基準法の規制緩和
 というものであった。

これらの提案をもとに、様々な施策を総
 合的に検討・推進するために、こうした課
 題を先進的に検討している地方公共団体
 (函館市、福島県会津若松市、千葉県佐原
 市、岐阜県古川町(現飛騨市)、愛知県犬山
 市、京都市、奈良市、山口県萩市、愛媛県
 内子町及び大分県臼杵市)及び関係省庁(内
 閣官房都市再生本部事務局、総務省、文化
 庁、経済産業省及び国土交通省)で構成さ
 れる「歴史的たたずまいを継承した街並
 み・まちづくり協議会」を平成 15 年 1 月に
 立ち上げた。

これまでに計 3 回行われた協議会では、
 地方公共団体の取組状況及び課題・要望
 課題・要望に対する関係省庁の施策
 が議論され、平成 15 年 5 月には、提案と支
 援策を取りまとめた。以下では、それら
 の中から、主なものを簡単に紹介したい。

協議会における検討結果を踏まえて 講じた主な施策

(1) 安全性の確保と両立した建築物 の更新・改修等

「歴史的たたずまいを継承した街並み・
 まちづくり」を推進するためには、伝統的
 建造物群保存地区制度があり、建築基準法
 の緩和等が可能であるが、その趣旨を踏ま
 え、制度をより活用するために次の措置を
 行った。

地方公共団体が決定する伝統的建造物
 群保存地区について、国の重要伝統的建造
 物群保存地区としての選定を想定しない場
 合においても、必要に応じて制度の活用を
 図ることが望ましい旨、運用指針にて通知
 (平成 15 年度)

伝統的建造物保存地区内の建築物規制
 の緩和措置について、改築のみならず街並
 みの保存に資する新築についても対象とな

ることを明確化(平成 15 年 5 月)

(写真 2 重要伝統的建造物群保存地区
 [萩市])



また、「歴史的たたずまいを継承した街並
 み・まちづくり」を推進する地区では、木
 造建築物が数多く建ち並んでいることが多
 く、防災対策の充実も重要な課題である。

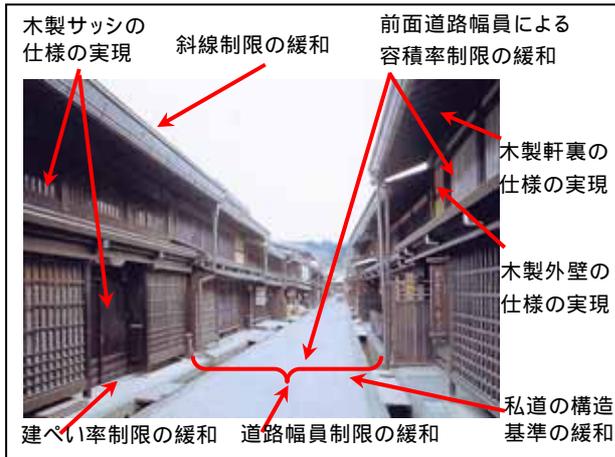
協議会では、地域の状況に応じた防火基
 準を採り入れるため、全国一律の規制(準
 防火地域等)にかえて、京都市が条例を制
 定(平成 14 年 10 月)した旨が紹介された
 ほか、次に示す共通の課題が議論され、地
 域の実情にあわせて、それらを解決するた
 めの施策が順次進められた。

建築基準法では、前面道路の幅員が 4m
 未満である建築物の建替えに際し、原則と
 して道路の中心線から 2m のセットバックを義
 務付けているが、例外的に、2.7m 以上 4m 未
 満で特定行政庁が指定する道路についても、
 地方公共団体の条例で付加された条件(例
 えば、用途や防火性能等)に従えば、セットバ
 ックせずに建築物の更新が可能とする措置を
 導入した(平成 15 年 12 月)。

歴史的たたずまいを継承した更新を可
 能とするため、防災性能について、具体の
 仕様を実証実験し基準化を行った(国土交
 通省告示:平成 16 年 7 月)。

そのほか、防災の観点以外にも、建築
 基準法上の建ぺい率、道路斜線等の制限に
 ついて、緩和メニューを導入した(平成 15
 年 1 月)。

(写真3 歴史的街並みを活かすための見直し項目〔写真はイメージ〕)



(2) 電線類の地中化、屋外広告物撤去等による景観改善

協議会では景観整備についてもテーマとして取り上げ、電線類地中化対策、屋外広告物対策を検討した。

電線類の地中化に関しては、国が無電柱化推進計画を定め、平成16年度より、簡便でコスト縮減が可能な方式の標準化を進め、全国的に推進しているところである。

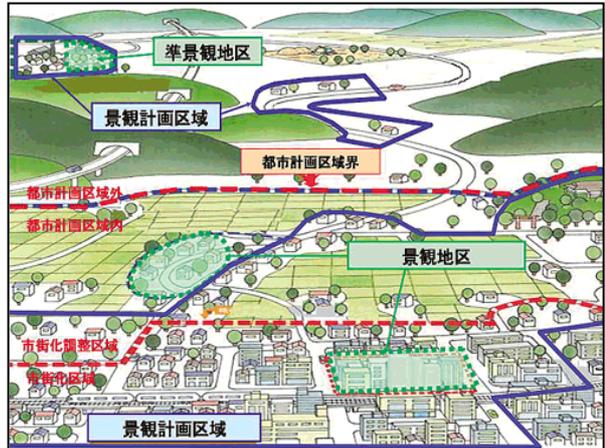
違反の広告旗や直接塗装の立看板については、即時撤去が可能となるよう、手続きを簡略化した(構造改革特別区域法改正：平成15年6月)。また、岐阜県、奈良県、奈良市、倉敷市は、景観に関する構造改革特区に認定された(平成15年11月)。

このような景観の保全について、都道府県や市町村が景観条例を定めることでそれなりの効果を上げてはいたが、届出・勧告という制度には限界があった。こうした中、景観への関心の高まりも受けて、「景観緑三法」が制定され、平成16年6月11日に公布された。(平成17年6月1日全面施行)

景観緑三法とは、「景観法」「景観法の整備に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つの法律のことを指す。その基本理念として、良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産であると明記された。また、景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠であり、地方公共団体、事業者および住民による一体的な取り組みが必

要であるとされている。この中では、協議会でも議論のあった屋外広告物法の改正も行われ、広告物の制限等について規定された。

(図1 景観法のイメージ図〔国土交通省〕)



歴史的街並みを活かした都市再生の取り組み事例

「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」のために講じられた措置は、こうした国の施策に限らず、地方公共団体でも様々な取り組みがなされている。犬山市では、拡幅により街並みが失われる可能性があった都市計画道路が平成17年3月に見直されるなど、街並み保存に関する新たな動きが出始めている。

(写真4 計画が見直された都市計画道路〔犬山市〕平成17年3月都市計画変更)



また、都市再生本部では、平成16年4月から、歴史的街並みを活かした地域のまち

づくりを直接確認し、施策に反映するため、学識経験者からなる都市再生戦略チーム（座長：伊藤滋早稲田大学教授）と関係省庁の担当者が、まちづくりに係わる地元関係者と現地で一堂に会する「全国都市再生イン（地名）」という意見交換会を行った。以下、千葉県佐原市と大分県臼杵市での意見交換会の様子とともに、各自治体での取組みを紹介する。

（１）全国都市再生イン佐原

平成 16 年 4 月、千葉県佐原市にて「全国都市再生イン佐原」を開催した。会議では、当時大消費地であり文化の中心であった江戸と水運で結ばれ、北総の商業都市として栄えた佐原の面影がのこる「与倉屋大土倉」を会場として、「歴史的な情緒ある水辺を活かした観光まちづくり」をテーマに活発な議論がなされた。

（写真 5 会場となった与倉屋大土倉〔佐原市〕）



開催地である佐原市の街並みは、当時江戸と結んで物流を支えた小野川に、顔を向けて並んでおり、これを活かした舟運による観光まちづくりを地元で企画した。

この舟運を楽しむ際には、川の水位が低すぎると、街並が十分見えず、高すぎると橋をくぐるできないという課題があった。この課題について、この「全国都市再生イン佐原」の意見交換会で議論の結果、会議に出席していた河川管理者の協力を得ることができ、水位の弾力的運用が可能となり、舟運が観光のメニューの一つに加わった。

（写真 6 舟運を楽しむ外国人〔佐原市〕）



（２）全国都市再生インうすき

平成 16 年 6 月には、大分県臼杵市で「全国都市再生インうすき」を開催した。「解凍そして活性化」をテーマに、臼杵市に残っている街並みをどのように甦らせるかについて議論がなされた。

臼杵市では、老朽化した商店街のアーケードの改修を平成 3 年から検討していた。しかしながら、改修費用もかかることから、発想を転換し、もともとのまちなみを活かすこととし、平成 14 年にアーケードの撤去を行い、電力会社や道路管理者の協力を得ることで無電柱化を行った。その結果、もともと存在した近世から近代にかけての街並み景観が復活した。

（写真 7 改修前の商店街〔臼杵市〕）



(写真8 もともとの街並み景観が復活
〔臼杵市〕)



アーケード撤去後

また、臼杵市での歴史的家屋の活用事例として、合宿所として整備した武家屋敷が紹介された。ここでは、アジア太平洋大学の外国人留学生に、日本の歴史や文化に関心を持ってもらうため、日本の学生と一緒に日本の昔の生活を体験してもらった。

(写真9 昔の生活を体験するために武家屋敷を合宿所として活用〔臼杵市〕)



おわりに

「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」は、歴史的に有名な資源を有する地域だけの特権ではなく、自治会活動、環境点検、ワークショップなどの身近な地域活動を進める中で、自分たちのまちの隠れた財産に気づき、それを活かそうとする取り組みである。

こうした全国の動きが、その後の協議会を通じて、建築基準法の改正や景観法制定

の原動力となり、地域のまちづくりが進んだ。

今後とも、全国各地で展開される「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」の取り組みに期待し、応援していきたい。

内閣官房都市再生本部事務局

〒100-0014 千代田区永田町1丁目11-39
永田町合同庁舎3階

Tel: 03-5510-2207 Fax: 03-3591-0022
お問合せ先：南原

本レポートは、都市再生本部ホームページにおいても掲載しています。(4月1日より) <http://www.kantei.go.jp/jp/toshi/> これまでの都市再生レポートも掲載していますのでご覧ください。

- No. 1 「魅かれ合うまちとアート～「全国都市再生モデル調査」の結果から～」
 - No. 2 「名古屋堀川の再生～規制緩和+市民の熱意で水辺都市再生へ～」
 - No. 3 「琵琶湖・淀川の再生」
 - No. 4 「「全国都市再生」の取り組みと成果～全国都市再生モデル調査から～」
 - No. 5 「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開(第1回)」
 - No. 6 「第14回都市再生本部会合を開催～防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築～」
- 次号以降の都市再生レポートの配信を希望される方は下記ホームページにて、必要事項を記入の上、送信してください
また、都市再生レポートについて、幅広く皆様からのご意見をお待ちしています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tosisaisei/goiken.html>